

令和8年度 金融機関提案要領

(多摩信用金庫：たましんSDGs支援)

1 目的

この要領は、令和8年度東京都中小企業制度融資要項（以下「要項」という。）「第2 政策課題対応資金（HTT・女性活躍・DX・育業等） 4 金融機関提案融資（略称：金融提案）」について必要な事項を定めることを目的とする。

2 概要

(1) 取扱金融機関

多摩信用金庫

(2) 名称

たましんSDGs支援（略称：金提23たまS）

(3) 支援内容

都内中小企業者及び組合に対し、中小企業のSDGsへの取り組みやサプライチェーン全体での脱炭素化への取り組み強化を支援する。

(4) 融資目標額

20億円

3 定義

要項総則の2に定めるとおりとする。

4 融資対象

次の(1)から(3)までを全て満たすもの。なお、融資審査決裁時に(1)～(3)の全てを満たした上で(4)を満たすものは当初設定金利から▲0.2%、(1)～(3)の全てを満たした上で(5)を満たすものは当初設定金利から▲0.3%、(1)～(5)の全てを満たすものは当初設定金利から▲0.5%の融資利率の設定を認めるものとする。

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2) 融資対象の基本要件（要項総則の3）を満たすこと。
- (3) 取扱金融機関指定の「SDGs賛同書」を提出した事業者であること。
- (4) 取扱金融機関指定の「SDGs行動宣言書」の発行事業者であること。
- (5) 取扱金融機関指定の提携先の支援により、自社のCO2排出量の算定（可視化）を行っている事業者であること。

5 融資条件

次の表のとおりとする。

資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額	2億8,000万円（組合4億8,000万円）
融資期間	1年超15年以内（据置期間1年以内を含む。）
融資利率（年率）	取扱金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）とする。
融資形式	証書貸付とする。

信用保証料	保証協会の定めるところによる。 なお、東京都が保証料率 0.2%に相当する信用保証料を補助する。
保証人	要項総則の4に定めるとおりとする。
物的担保	要項総則の4に定めるとおりとする。
責任共有制度	責任共有制度が適用される。

6 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(2) 融資申込受付機関

多摩信用金庫

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

書 類 名		必要部数
共通	要項総則の5に定める書類	所定部数
	「SDGs賛同書」	1部
融資対象(4)	「SDGs行動宣言書」	1部
融資対象(5)	指定提携先の支援により自社のCO2排出量の算定を行っていることがわかる書類	所定部数

7 融資申込受付後の処理

要項総則の6に定めるとおりとする。ただし、本融資の申込受付は取扱金融機関に限られているため、あっせん機関及び保証協会受付にかかる記述は適用しない。

8 関係書類の表示

関係書類には「金提23たまS」の表示をする。

9 取扱金融機関の責務及び報告等

- (1) 取扱金融機関は、中小企業者等に対し、SDGsの取組状況の可視化～課題の抽出、課題解決のサポートから、資金調達ニーズへの対応まで、一貫した支援を行う。
- (2) 取扱金融機関は、この融資が完済になるまでの間、年に一度、中小企業者等の事業年度終了の日から4か月以内に、保証協会に対し、中小企業者等の決算書等財務諸表一式を提出するものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。